

## 想定される措置のイメージ（案）

審査手続

## 1 審査を計画的に進めるための枠組み

## (1) 審査の計画

## 審査の計画の作成

労働委員会は、すべての事件について、審問開始前に、当事者の意見を聴いて、下記事項を記載した審査の計画を作成するものとする。

- ・ 争点及び証拠
- ・ 審問を行う予定期間、予定回数、尋問すべき予定証人数
- ・ 命令書の交付予定時期

## 計画の法的効果

労働委員会及び当事者は、審査の計画に基づき計画的な進行に努めなければならないものとする。

## 計画の変更

著しい事情の変更が生じた場合には、計画を変更できるものとする。

## (2) 審査期間の目標

労働委員会は審査期間の目標を設定するとともに、審査の実施状況を公表するものとする。

## 2 公益委員の権限に関する条件整備等

## (1) 証拠提出命令

## 証拠提出命令の対象

不当労働行為事件に関係のある帳簿書類その他の物件

## 権限行使手続

ア 当事者の申立て又は職権により、労働委員会（公益委員会議又は小委員会）が、提出を命ずるものとする。

イ 提出を命じようとする場合には、その所持者から意見を聴取しなければならないものとする。

## 命令の対象物件の限定

ア 事実認定に必要な範囲への限定

証拠提出命令は、事実認定に必要な限度を超えて行うことはできないものとする。

この上、労働者のプライバシーに配慮して提出を命ずるものとする。

イ 部分提出の許容

対象物件について、取り調べる必要がないと認める部分があると

きは、その部分を除いて提出を命ずることができるものとする。

#### ウ 対象物件の特定

- ・ 申立ては、物件の表示、趣旨及び所持者並びに証明すべき事実を明らかにしてしなければならないものとする。
- ・ 証拠提出命令は、物件の所持者に対して、物件の表示及び趣旨並びに証明すべき事実を明らかにしてしなければならないものとする。

#### 異議申立て手続

処分不服のあるときは、処分を受けた日から1週間以内に、労働委員会に異議の申立てをすることができるものとする。

#### 提出命令に従わない場合の措置

正当な理由なく提出しない所持者 過料

### (2) 証人出頭命令等

#### 出頭命令等

労働委員会（公益委員会議又は小委員会）は、当事者の申立てに基づき、又は職権で、当事者又は証人に出頭を求めて審問することができるものとする。

また、当事者について宣誓させることができる旨を、証人について宣誓義務を、それぞれ規定する。

#### 証人出頭命令等に従わない場合の措置

正当な理由のない不出頭、宣誓拒否若しくは証言拒否又は当事者の虚偽供述 過料

### (3) 救済の実効性の確保

救済命令等違反に対する罰金及び過料の上限額について、設定後の貨幣価値の変動等に対応して引き上げる。

## 3 公益委員の除斥、忌避

労働委員会の公益委員について、当事者の申立てによる除斥及び忌避を認める。その場合、当該委員は、当該事件に係るすべての審査手続から除外される。

## 4 和解の促進

### (1) 労働委員会による和解の促進のための措置

労働委員会（審査委員）は、和解を試みることができるものとする。

### (2) 和解ができる時期

和解は、命令確定までの間は、いつでも行えるものとする。

### (3) 和解の効果

和解が成立した場合には、事件は初めから係属していなかったものとして取り扱うものとする。

### (4) 和解合意事項の履行担保措置

- ・ 労働委員会（審査委員）は、その取り扱う事件についての和解が成立したときは、当事者双方の申立てに基づき、和解調書を作成することができるものとする。
- ・ 金銭債務について作成された和解調書は、民事執行に関しては債務名義とみなすものとする。なお、執行に関し条件がある場合には、その条件が達せられた場合に執行されるような仕組みを活用する。

#### 取消訴訟における新証拠の提出制限

労働委員会の命令に対する取消訴訟において、当事者は、労働委員会の証拠提出命令を受け、かつ、当該命令に係る対象物件を提出しなかった場合における当該物件については、証拠の申出をすることができないものとする。ただし、提出しなかったことにつき正当な理由がある場合はこの限りでないものとする。

#### 審査体制

〔中央労働委員会の審査体制〕

##### 1 常勤公益委員の配置

中央労働委員会の公益委員について、3人を常勤とし、大学教授(労働法)、裁判官出身者といった法律専門家を任命する。

##### 2 小委員会方式の導入

- ・ 公益委員5人で構成する小委員会を3つ設け、各小委員会に常勤委員1人、法曹資格者を2人程度配置する。
- ・ 小委員会は、資格審査、証拠提出命令（同命令に対する異議申立ての審査を含む）、救済命令の決定（法令の解釈適用について、意見が前に中央労働委員会のした命令に反する場合等を除く。）等を行う。

##### 3 公益委員の任命手続

公益委員候補者名簿は、使用者委員及び労働者委員それぞれの一定数以上の多数の同意を得て作成することを規定する。

##### 4 事務局の審査体制の整備

- ・ 小委員会ごとに審査を補助する組織を設ける。
- ・ 専門性を高める人事ローテーションを通じて事務局職員の育成を図る。
- ・ 研修の充実による専門能力の向上を図る。
- ・ 審査業務に関し法曹資格者の活用を図る。

〔地方労働委員会の審査体制〕

##### 1 委員定数

地方労働委員会は、各13人、各11人、各9人、各7人又は各5人のうち

政令で定める数の者をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、各2人を加えた数の者をもって組織することができるものとする。

## 2 常勤公益委員の配置

地方労働委員会についても、条例で定めるところにより常勤の公益委員を配置できるものとする。

## 3 小委員会方式の導入

- ・ 定数が一定数以上の地方労働委員会については、条例で定めるところにより、小委員会を設置できるものとする。
- ・ 小委員会は5人以上の公益委員で構成するものとする。

## 4 公益委員の任命手続

公益委員は、使用者委員及び労働者委員それぞれの一定数以上の多数の同意を得て任命することを規定する。

## 5 事務局組織

事務局次長及び都道府県知事が定める課の設置に係る規定を削除する。

### 地方労働委員会に関する必要な措置

#### 1 中央労働委員会が行う研修等援助業務

中央労働委員会は、地方労働委員会に対して、法令の適用その他事務の処理に関して必要な指導、助言又は研修、情報の提供その他の援助を行うとともに、そのために必要な報告を求めることができるものとする。

#### 2 地方労働委員会における指定代理人

地方労働委員会は、特定の公益委員、事務局長又は職員を指定して地方労働委員会を当事者とする訴訟を行わせることができるものとする。

#### 3 名称の変更

「地方労働委員会」 「都道府県労働委員会」

## 参 考 資 料

行政委員会による行政審判制度と司法審査との関係  
平成6年から平成13年までの取消事案一覧  
行政委員会による行政審判制度の証拠提出命令

## 行政委員会による行政審判制度と司法審査との関係

	労働委員会	公正取引委員会	公害等調整委員会	
			公害紛争処理制度	土地利用調整制度
審級省略	×		×	
実質的証拠法則	×		×	
新証拠の提出制限	×		×	

## 【参照条文】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

第七十八条 訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録（事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。）の送付を求めなければならない。

第八十条 第七十七条第一項に規定する訴訟については、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

第八十一条 当事者は、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。ただし、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。

一 公正取引委員会が、正当な理由がなく、当該証拠を採用しなかつた場合

二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかつたことについて重大な過失がなかつた場合

2 前項ただし書に規定する証拠の申出については、当事者において、同項各号の一に該当する事実を明らかにしなければならない。

3 裁判所は、第一項ただし書に規定する証拠の申出に理由があり、当該証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）

（記録の送付）

第五十一条 委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録（事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。）を当該裁判所に送付しなければならない。

（事実認定の拘束力）

第五十二条 裁定に対する訴訟については、裁定委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

（新しい証拠）

第五十三条 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。

一 裁定委員会が正当な理由がなく当該証拠を採用しなかつたとき。

二 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。

2 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

平成6年から平成13年までの取消事案一覧

		事件名	経過	概要
H13	1	教育社	東京 中労委	不利益取扱い等の判断（解雇から原職復帰後の配置）
	2	西日本旅客鉄道	大阪 中労委	不利益取扱い等の判断（分割民営化に伴う配転）
	3	朝日火災海上保険	東京 中労委	不利益取扱い等の判断（勤務状況の判断）
	4	光風会	茨城 中労委	不利益取扱い等の判断（ストライキの違法性）
H12	5	ネスレ日本	静岡 中労委	救済命令の内容の判断（期間経過後の申立て）
	6	ネスレ日本	静岡 中労委	不利益取扱い等の判断（一時金差別）
	7	東日本旅客鉄道	東京 中労委	支配介入（管理職の組合員に対する発言）
		国民生活金融公庫	東京	【新証拠提出】
	9	東海旅客鉄道	東京	不利益取扱い等の判断（ストライキの違法性）
H11	10	西神テトラパック	福岡 中労委	不利益取扱い等の判断（組合幹部の配転）
	11	ネスレ日本	茨城 中労委	不利益取扱い等の判断（一部組合へのチェックオフ）



		事件名	経過		概要
H10	12	東日本旅客鉄道（東京総合病院）	東京	中労委	不利益取扱い等の判断（転勤の業務上の必要性、合理性）
	13	芝信用金庫	東京	中労委	不利益取扱い等の判断（継続する行為、不当労働行為意思）
	14	新日本製鐵	大阪		不利益取扱い等の判断（継続する行為、不当労働行為意思）
		忠恕福社会	大阪		【新証拠提出】
	16	九州旅客鉄道（JR総連支配介入）	福岡		支配介入の判断（ビラ配布の正当性、ビラ回収の態様）
	17	新日本交通事業協同組合外5社	愛媛		救済命令の内容の判断
H9	18	エス・ウト・エー	東京	中労委	救済命令の内容の判断（救済利益が一部消滅）
	19	大手前高松高等（中）学校 団交拒否事件	香川	中労委	支配介入（学校側発言）
	20	大手前高松高等（中）学校 解雇、雇止め事件	香川	中労委	不利益取扱い、支配介入
	21	誠光社	大阪		不利益取扱い等の判断（会社倒産申立ての際の組合員の解雇）
H8	22	教育社	東京	中労委	救済命令の内容の判断（ロックアウトの正当性）
	23	鳴和総合病院	石川	中労委	支配介入の判断（チェックオフ中止の正当性）

		事件名	経過	概要
H7	24	北海道教育委員会	北海道	不利益取扱い等の判断（違法ストライキ参加の戒告処分）
	25	東海旅客鉄道（新幹線）	東京	不利益取扱い等の判断（組合バッジ着用に対する嚴重注意、手当減額支給）
	26	小南記念病院	大阪	救済命令の内容の判断（救済利益が消滅）
	27	西福岡自動車学校	福岡	不利益取扱い等の判断（リボン・ワッペン等の着用の正当性、始末書等の不提出に対する懲戒処分、不当労働行為意思）
H6	28	放送映画製作所	大阪 中労委	【新証拠提出】
	29	オリエンタルチェン工業	石川 中労委	不利益取扱い等の判断（組合掲示板の具体的利用供与）
	30	日本国有鉄道清算事業団	大阪	不利益取扱い等の判断（団体交渉拒否）

旧国鉄の分割民営化に伴う不採用事案は、各事案に関連性があり、一括して判決しているため、除いている。

## 行政委員会による行政審判制度の証拠提出命令

	労働委員会 (想定される措置のイメージ(案))	公正取引委員会	公害等調整委員会	
			公害紛争処理制度	土地利用調整制度
提出命令の対象	事件に関係のある帳簿書類その他の物件	帳簿書類その他の物件	事件に関係のある文書又は物件	文書その他の物件
限定等	事実の認定に必要な限度内 プライバシー配慮	必要な調査をするため	×	必要な調査をするため
権限の行使	公益委員会議又は小委員会 合議により決定	公正取引委員会 審判官1人～3人に委任 合議により決定	3人又は5人の裁定委員からなる裁定 委員会 合議により決定	裁定委員会(3人) 合議により決定
事前の意見聴取	所持者	×	×	第三者たる所持者
部分提出		×	×	×
申立時の表示等明示		(規則第53条)	(規則第45条)	
不服申立手続	処分日から1週間以内に委員会に異 議の申立て可	処分日から1週間以内に委員会に異 議の申立て可 (規則第59条)	×	×
提出命令に従わない場合の罰則	過料	20万円以下の罰金	3万円以下の過料	5千円以下の罰金